

議第60号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第18条の2第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この条例による改正後の三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する。
- 3 新条例第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

令和4年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士